

発表事項

1 令和5年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

- 2 支払基金定款の一部変更の認可
- 3 令和5年7月審査分の審査状況
- 4 令和5年8月審査分の特別審査委員会審査状況

令和5年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

収支整理不能額の概要

医療機関等の開設者が行方不明又は破産等により、長期間に渡り再審査等未調整額が、回収不能及び支払不能となる場合には、**昭和26年3月6日付け保険発第43号通知に基づき**、「回収不能額」及び「支払不能額」の整理方法により処分している。

回収不能額とは

医療機関等の開設者が行方不明等のため、支払済の診療報酬等の過払金を回収できない場合、**民法第166条第1項2号（※1）に規定する10年の消滅時効の完成をもって、その過払による診療費の欠損は事務取扱費の雑費から補填**

支払不能額とは

支払決定をした診療報酬等が口座解約等により振込不能となり、医療機関等の開設者が行方不明等のため、未払金を支払うことができない場合、**民法第166条第1項1号（※2）に規定する5年（令和2年3月までは3年）の消滅時効の完成をもって、当該資金を保険者へ返還**

※1 改正前は民法第167条第1項

※2 改正前は民法第170条第1項（消滅時効3年）

令和5年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

令和5年度収支整理不能の処分額

➤ 審査支払会計事務費勘定（事務取扱費/雑費）からの欠損補填額 19,804,558円

（内訳）

- ・回収不能額 19,804,558円
- ・支払不能額 0円（該当なし）

➤ 処分額の欠損補填に係る会計処理は令和5年8月31日付けで完了

■ 令和5年度に処分する収支整理不能額の点数表別の内訳は次のとおり

点数表		医療機関等数	レセプト件数	金額（千円）	金額の構成比率
医 科	病 院	12	40	192	1.0%
	診療所	167	843	6,406	32.3%
	計	179	883	6,598	33.3%
歯 科	病 院	0	0	0	0%
	診療所	119	456	10,682	53.9%
	計	119	456	10,682	53.9%
調 剤 薬 局		79	249	2,299	11.6%
訪問看護ステーション		2	3	227	1.1%
合 計		379	1,591	19,805	100%

※ 各項目ごとに割合等を算出しているため、合計が不一致となる場合がある。

令和5年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

昭和26年3月6日付け保険発第43号通知（厚労省）（抜粋）

診療費請求支払の時効について

- 1 保険医が政府に対して有する診療報酬請求権の消滅時効は、会計法第30条第1項にいわゆる「他の法律」には民法も含まれるものと解されているから、民法第170条^{※1}の規定により、3年間之を行わないことによって完成するものである。
- 2 保険医が住所不明等のため、支払決定をした診療報酬が支払不能のまま領置された場合における当該診療報酬請求権は、基金が保険医に対してなした支払の通知が到達したものと認められる日の翌日から起算して3年間之を行わないことによつて消滅する。
- 3 右によつて診療報酬請求権が消滅した場合においても、時効にかかった診療報酬額は基金の雑収入に受入れるものではなく、保険者からの過誤納として取扱い、翌月における保険者への請求においてこれを調整すべきものである。
なお、保険医に対する診療報酬の支払が絶対的に支払不能と確認されるに至った場合には、その消滅時効の完成前と雖も、保険者に対する過誤の調整を要するものと認められる。
- 4 保険医が死亡又は行方不明等のため、支払済の診療報酬の過払額が、基金において絶対的に回収不能と確認されるに至った場合若しくは民法第167条第1項^{※2}に規定する10年の消滅時効が完成した場合には、その過払による診療費の欠損は事務取扱費の雑費から補填する取扱とすること。
なお、右の場合において保険者に対する過誤の調整は、その過誤の事実が判明した都度これを行うものとする。

※1 民法改正（令和2年4月）により、現在は第166条第1項第1号で5年間となっている

※2 民法改正（令和2年4月）により、現在は第166条第1項第2号

民法（抜粋）

（債権等の消滅時効）

第六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。